

(法人格のない) 団体の預金口座を開設されるお客さまへ

きのくに信用金庫

近年、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の重要性が高まっていることを受け、当金庫では、(法人格のない) 団体名義での預金口座を開設していただく際には、犯罪収益移転防止法等で求められている取引時の確認に加えて、下記の書類等をお持ちいただいたうえで、団体の活動内容等についてお尋ねさせていただくなど、口座開設にかかる審査を行っております。

お客さまにはお手数をおかけしますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

- ① 口座の開設はお客さまの「事務所」等の最寄りの本支店にて承ります。
- ② 口座開設に際しては、代表者さま、または準じる方に当金庫所定の「口座開設依頼書」にご記入いただきます。
- ③ ご提示いただく書類等（確認書類は写しをとらせていただきます）

- 規約・定款
 - 総会議事録
 - 直近の収支（会計）報告、予算計画書（設立間もない団体）
 - 役員名簿
 - その他、活動内容がわかる資料
 - 代表者さま、及び来店者さまの「公的な本人確認資料」（運転免許証・マイナンバーカード等）
- ※その他の書類等をお願いする場合がございます。

※ “人格なき社団 “の要件（下記）を満たさない団体（親睦会・サークル活動）などの口座開設は受付終了しています。

- ☐ 団体としての組織を備えていること
- ☐ 多数決の原理が行われていること
- ☐ 構成員の変更にかかわらず団体そのものが存続していること
- ☐ その組織において代表の選出方法、総会の運営、財産の管理など、団体としての主要な点が確定していること

書面での資料をご提出いただけない場合や審査の結果、お申し出にお応えできない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

なお、ご返事は2週間程度、要することがあります、また、ご提示いただいた資料の写しはご返却いたしませんのでご了承ください。

以 上